

令和 7 年度 就学援助について(お知らせ)

令和 7 年 2 月 太宰府市教育委員会 学校教育課

就学援助とは、太宰府市立の小学校・中学校に在籍の児童生徒、または国立、県立の小・中学校（中高一貫教育学校の中等部含む）に在籍する太宰府市在住の児童生徒のうち、経済的な理由で給食費や学用品費など、学校での学習に必要な費用の支払いにお困りの保護者の方に、費用の一部を援助する制度です。

新 1 年生のお子様がいる世帯のみ対象である令和 7 年度就学援助（新入学用品費）の入学前支給について、令和 7 年 1 月 14 日（火）から令和 7 年 2 月 14 日（金）までに申請書を提出している方は、令和 7 年度分は再度申請書を提出する必要はありません。



令和発祥の都

PRキャラクター

おとものタビット

◆援助の対象となる方

下記の（１）～（４）のいずれかに該当する世帯

- （１）生活保護法に基づく保護の停止または廃止の措置を受けて 1 年以内の世帯
- （２）市民税が非課税とされ、または減免の適用を受けている世帯
- （３）児童扶養手当の支給を受けている世帯

※児童扶養手当とは、主に母子及び父子世帯の方が対象の手当です。児童手当とは異なります。

- （４）同じ世帯全員の令和 6 年度市民税 所得割額（住宅ローン控除、配当控除、寄付金控除、定額減税等を適用する前の額）の合計額が、下記基準額以下である世帯

※令和 6 年度の所得割額が基準額を超えていた場合は、令和 7 年度の所得割額で該当するか再審査します（6 月以降）。

16 歳未満の扶養親族の人数	1～2 人	3 人	4 人	5 人以上
基準額	96,600 円	117,900 円	139,200 円	左記に、1 人につき 21,300 円を加算

◆申込期間・受付場所

申込期間：受付中 ～ 5 月 9 日（金）締切

場所：市役所 2 階学校教育課窓口（平日 8：30～17：00、土・日・祝日は除く）
郵送での提出も可。

※5 月 9 日を過ぎて受付した場合は、申請した月からの適用（新入学用品費は対象外）となりますのでご注意ください！！

◆申請に必要なもの

◎必ず必要なもの

- ・就学援助費申請書
- ・保護者名義の振込先がわかるもの（預金通帳等）※申請書に振込口座を記入するため

◎上記「◆援助の対象となる方」の要件ごとに必要となるもの

- （１）に該当する場合・・・停止または廃止の日付が分かる書類
- （３）に該当する場合・・・児童扶養手当支給証明書（郵送での提出は、写しを同封）
- （４）に該当する場合・・・令和 6 年度課税証明書（令和 6 年 1 月 1 日時点で、市外に在住していた人のみ。18 歳以上の同世帯全員分）

◆支給項目および金額 (支給の対象は、学校教育課で調査を行います)

(参考 令和6年度支給額) ※令和7年度の支給金額については、4月下旬頃決定し、市HPに公開します。

項目	小学校	中学校
給食費	実費	
学用品費	年額 11,630円	年額 22,730円
通学用品費	(2~6年生対象) 年額 2,270円	(2・3年生対象) 年額 2,270円
※新入学用品費	(1年生対象) 年額 57,060円	(1年生対象) 年額 63,000円
	4月分から認定を受けた、新1年生が対象になります。	
修学旅行費	実費(一部対象外の項目あり) (支給の対象は、学校教育課で調査します。)	
校外活動費 (宿泊なし)	見学料・交通費(支給の対象は、学校教育課で調査します。)	
校外活動費 (宿泊あり)	見学料・交通費(支給の対象は、学校教育課で調査します。)	
生徒会費		実費(5,550円上限)
PTA会費	実費(3,450円上限)	実費(4,260円上限)
クラブ活動費		(部活動等所属者対象) 年額 6,000円
医療費	保護者が本来負担する額 ※7月以降の認定者は医療券発行対象外 (学校での健康診断の結果、対象になる場合は医療券を発行します)	
卒業アルバム代等	実費(11,000円上限)	実費(8,800円上限)

- 7月、12月、3月に分けて支給します(おおむね、その月の最後の水曜日に支給予定です)。
※新1年生で令和7年2月14日(金)までに申請した方は、新入学用品費のみ入学前に支給します。

◆留意事項

- 各小中学校での校納金の金額や口座振替の手続きについては、各学校に直接お問い合わせください。
- 就学援助は、「毎年度」申請が必要です。
- 就学援助費は、申請した当月から適用となります。ただし、5月9日(金)までに申請された場合は、4月分から適用します。
- 校納金に未納がある場合は、いったん学校に支払い、校納金を差し引いた額を保護者へ支給することがありますので、ご了承ください。
- 認定の可否については、後日郵送で結果を通知します。
- FAX・メールでの申請はできません。
- よくある質問Q&Aはホームページに載せています。ご確認ください。

お気軽にお問い合わせ
ください☆



【問い合わせ先】

〒818-0198

太宰府市観世音寺一丁目1番1号

太宰府市教育委員会 教育部 学校教育課 義務教育係

☎ 092-921-2121 (内線) 478・469・448